

三番目の立入りの制限であります。御説の通り眞夜中に立入りすることは、非常に営業者にとつて迷惑ではないかといふ点でございます。この点は法を執行いたす者としては十分に慎重でなければならない点でござりますが、ただこの種の風俗営業の性質上、むしろ公開時間を過ぎてからあとにいろいろここで取締らなければならないような懸念の起る場合も考えられます。そういう場合には公開時間以後において立入りをする必要が起り得るのではないか、そういう点を考慮しておられます。けれどもそれかといつて、このことは、絶対に避けなければなりません。

○佐藤(通)委員 第六條の営業の場所において立ち入るということを予想したこと、意味において、この條文をおつくりに

が、今御答弁によりますると、営業時間外でもやはり立ち入るような場合があるかもしないということを予想したことには、立ち入るといふことと、單に取締りといふことと目的にいたしますのであります。

○川橋委員 行政処分の点であります

が、第五條に「当該営業者はその代

理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない」という绝对的規定になつておりますが、第四條の中

で「善良の風俗を害する虞があるとき」という規定があります。善良

の虞念の点は営業者側においていろいろな想像、憶測、そういう主觀的な考

えから臨検その他の方法ではいるよう

なおそれがこの條文によつてあるのではなくいかと思ふ。従つて條文において

の風俗を害するような点について公開

を行う場合、そこにまた風俗紊乱

する必要があるのではないかと私は思ひ

ます。もう一遍この点について伺つておきたい。

○武藤説明員 御心配の点であります。ですが、もちろん当該官吏及び吏員がこの職務を執行するにあたつては、あくまでも職務執行の必要上に止めることは原則だと思います。いたずらにこの條文に名を借りて、臨検の制度を濫用するといったことがあれば、これは職権の濫用、住居侵入といつた刑法の規定に問われる筋のものであります。それによつて当該官吏の職権については十分制限を付するものと存じます。

○佐藤(通)委員 ただいまの御答弁によつてよくわかりますが、そういうようなことであるとするならば、はつきり條文の中に営業時間内といふような言葉を入れたらどうかと思うのであります。それが、この点についてはどうです。

○武藤説明員 御説の点も考慮されますが、本條では特に営業の許可の取消、停止といった処分を從来は警察署長が

専断的にやつておつたのを、公安委員会がその営業者の意見を十分に開陳させ、それを参考にして、かかる後に

公安委員会が決定をしようという慎重な民主的な制度を設けたわけであります。本條では特に営業の許可を得たもののみなし

いではないので、裁判においてもそういった場合において公開を一時とりやめという制度があるわけでありま

す。本條では特に営業の許可を得たもののみなし

て、あらためて許認可の必要がないと

いう規定になつていて法律もあるよう

に考へられるのであります。特にこの法律におきまして三十日後において再許可を申請しなければならないとい

うふうにしてありますことは、何か特別の理由に基くものでありますか、ど

うですか、その点お尋ねしたいのですが、それから三十日間は許可を受けるといふことにあります。

○武藤説明員 お説の点でござりますが、これは御承知の通り、八月一日から施行といふに前正になつておりますから、それから三十日間は許可を受ける、その間にあらためて許可を受けるといふ趣旨になつてゐるわけですが、これが御承知の通りに昨年の十二月末をもつてこの関係の取締りが

受けたものは再許可を受けることができないといふ绝对規定になつております。

○川橋委員 この趣意は非常に結構であります。要するにこの五條の規定は、公開による聽聞を行わなければならぬといふ绝对規定になつております。

○武藤説明員 公開による聽聞でございますので、営業者からいろいろ事情

を聞くわけだと思います。主として御

聽聞を行ふ場合、そこにまた風俗紊乱

する必要があると思う。これがこの法律に基きまして、

外が設けてあればよろしいが、公開による聽聞を行わねばならないということに絶対規定でありますから、この点について考慮の余地はないか、そうしなければ善良の風俗を害するようなことは、かえって相当の弊害を醸すやえんになります。そこで、こういうことをお考へを承りたい。

○武藤説明員 御説の点も考慮されますが、本條では特に営業の許可を得たもののみなし

て、あらためて許認可の必要がないと

いう規定になつていて法律もあるよう

に考へられるのであります。特にこの法律におきまして三十日後において再許可を申請しなければならないといふふうにしてありますことは、何か特

別の理由に基くものでありますか、どう考へられるのであります。特にこの法律におきまして三十日後において再許可を申請しなければならないといふふうにしてありますことは、何か特

別の理由に基くものでありますか、どう考へられるのであります。特にこの法律におきまして三十日後において再許可を申請しなければならないといふふうにしてありますことは、何か特

別の理由に基くものでありますか、どう考へられるのであります。特にこの法律におきまして三十日後において再許可を申請しなければならないといふふうにしてありますことは、何か特

別の理由に基くものでありますか、どう考へられるのであります。特にこの法律におきまして三十日後において再許可を申請しなければならないといふふうにしてありますことは、何か特

別の理由に基くものでありますか、どう考へられるのであります。特にこの法律におきまして三十日後において再許可を申請しなければならないといふふうにしてありますことは、何か特

別の理由に基くものでありますか、どう考へられるのであります。特にこの法律におきまして三十日後において再許可を申請しなければならないといふふうにしてありますことは、何か特

別の理由に基くものでありますか、どう考へられるのであります。特にこの法律におきまして三十日後において再許可を申請しなければならないといふふうにしてありますことは、何か特

刑事部長さんのお考へで、これまで許可を得ていたものは、今後も引き継ぎ許可を受けることができるであろうといふ御説明がありまして、実際末端において、この法律が施行される場合におきましては、非常に厳重なところと、非常にまた寛大なところができるのであります。そこで問題は、非常に嚴重なところがあるといったしまして、そういうところで再許可を受けるという場合に、この種の営業にはえつつきものであります運動とか、買収とか、あるいは賄賂とかいったようなことが非常に多く行われはしないかということをおそれるものであります。そこで私の意見どいたしましては、すでに許可を得ておるものは届出程度のもので、あらためて許可を受ける必要がない、というくらいにする方が、今申しましたような、いわば官紀の紊乱と申しますが、あるいは不正が行われることを少しでも避け得られるのはないか、というように考えるのであります。おそらくこの八月一日から実施されまして、九月初替えのときには、地方においては相当黄白がばらまかれたり、運動が激烈に行われたりするような事態が発生するのではないかということを心配いたすのであります。そういう点につきましてはたして厳正に行われるかどうかと、ということについてお考へを伺いたいのと、先ほどお話をありましたように、地方々々によつて寛嚴があるということについて、これを是正するような御方針ができるいるのかどうかといふ二点について伺いたいのであります。

はないか」というお説であります。が、これは新警察法下におきましても、各警察は相互に緊密な連絡をとるといふことになつております。お互いに十分連繋をとつて、そうして歩調を合わせて方針を立てていくことと私は期待いたしておるのであります。もちろんその土地の特殊事情によつて、ある地域は

における命令監督といふようなことはできないと思うのであります。これに対してもどういうような形の指導を與えられるか、またその指導を與えられる法律的な根拠はどこにあるかという点につきまして、御説明を願いたいと思います。

して、その分担する事務というものがはつきり掲げてあります。これは七項あるわけであります。この七項に対して、新らしい法案の立案企画といしまして、新らしい法案の立案企画といふことが載つてないのです。したとえばこれに類する法案をいたしまして、地方財政委員会法というのがあります。この中におきましては、地方財政委員会において、地方財政のことを立案企画して、これを一定の期日までに国会に提出しなければならないということが、はつきり規定されておるのであります。そういう事情が一方にあります。が、國家地方警察及び自治体警察を縛る——たとえば現在出ております風俗取締法というものを企画立案するその官廳といふものが、どこにあるのか。もちろんそれは内閣總理大臣がやるといえばそれまでであります。が、國家公安委員会の権限として、警察に関する新しい措置の企画立案という一項があれば、これはもちろんはつきりわかりますし、國家地方警察本部といふものは、公安委員会の事務局になつているわけですから、刑事部長さら法案をトペ流していくということも妥当であると考えられます。が、自治体警察と國家地方警察とは全然別個のものであつて、そこには指揮命令はもちらんのこと、監督するとか、あるいはまた調整するとかという権限がないように考えられますので、この点國家地方警察本部が公安の全責任を負つて立案し、立案されたものに対して解釈を下すという、その法律的な根拠が私にわからぬのであります。そこでもし

今後もそういうことがたび々起るといたしますと國家公安委員会の権限の中にそういつたことを明記する必要があるのではないかと、ということを考えるのですが、この点ひとつ法律的な御見解を伺いたいと思います。

○武藤説明員　お説の点、われ／＼も十分考えさせられる問題でござります。われ／＼としてもそういつた点について非常に悩みをもつてゐるわけであります。前回御答弁申し上げましたように、本案については政府提案としてわれ／＼が説明に当つてはいるということまでございまして、それ以上、ただいまの御言及について、われ／＼もう少し研究を進めてみたいと思います。

○松澤(兼)委員　武藤さんの御意見はどういうところにありますか。その法的、律的な関係が今のような今までいいのかどうか、その点について御意見を聽かれたら結構だと思います。

○武藤説明員　ちょっと速記を止めていただきたいと思います。

〔速記中止〕

○松澤(兼)委員　警察制度の改革に関する小委員会もできておりますし、内閣でも警察制度の改正につきまして論議されておるのであります。國会でも政府でもそんなんですから、實際に御意見のあるところに率直に伺つた方が、今後の審議に非常に参考になると思ひます。その点私心配し、かつこれを改正するならばどういう方向にもつていつたらしいかということを考えてみるわけですが、この席上でお話をうごとが不適当であれば、また別の機会にお考えを承りまして参考にしたいと思います。

○矢尾委員長代理 ちよつとお詫びいたしますが、午前中はこれにて休憩しました。また、さらに地方自治法の一部を改正する法律案、請願等のはかの日程の審査の関係もありますので、午後一時から再開することにいたしたいと思いますがいかがでしようか。

○矢尾委員長代理 それではさよういたしまして、午後一時より再開いたしました。

午前十一時五十五分休憩

午後一時二分開議

○坂東委員長 休憩前に引続いで会議を開きます。

これより請願の審査をいたしたいと思ひます。ですが、日程の順序を変更しまして、日程第七、地方税財政制度改革に関する請願を議題に供します。紹介議員塚田十一郎君ただいま上程になりました請願の趣旨につきまして、簡単に御説明を申し上げたいと存じます。

本請願は地方税財政制度改革にあたりまして、雪國の單作地帯、福井、石川、富山、新潟、秋田、山形、これらの地帯がもつておられます。特殊事情を十分御考慮になつていただきたいという意味の請願なのであります。して、新潟縣ほか各縣の知事、縣会議長、町村會長というような者の通名によつての請願であります。

請願の理由を簡単に申し上げます。日本の各縣は、農耕單作にあえぎつとも、新生日本の主食増産確保に非常な努力を拂つてきておるのであります。が、最近の経済情勢はこれから單作縣

民の所得をいよいよ非常に少い状態に追いこんで、地方自らのための税源確保に非常に困難を來たとしておるのであります。そこでこの間も発表になつております地方財政委員会の、今度の分與税の分與される原案を拜見いたしましたがいかがでしようか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

たしまして、午後一時より再開いたしました。

午前十一時五十五分休憩

午後一時二分開議

○坂東委員長 休憩前に引続いで会議を開きます。

これより請願の審査をいたしたいと思ひます。ですが、日程の順序を変更しまして、日程第七、地方税財政制度改革に関する請願を議題に供します。紹介議員塚田十一郎君から説明を求めます。

○塚田十一郎君 ただいま上程になりました請願の趣旨につきまして、簡単に御説明を申し上げたいと存じます。

本請願は地方税財政制度改革にあたりまして、雪國の單作地帯、福井、石川、富山、新潟、秋田、山形、これらの地帯がもつておられます。特殊事情を十分御考慮になつていただきたいという意味の請願なのであります。して、新潟縣ほか各縣の知事、縣会議長、町村會長というような者の通名によつての請願であります。

請願の理由を簡単に申し上げます。日本の各縣は、農耕單作にあえぎつとも、新生日本の主食増産確保に非常な努力を拂つてきておるのであります。が、最近の経済情勢はこれから單作縣

おきましては二つの基準がおかれています。一つは、特に実人口に九十六万を加えたものであります。が、これと裏日本單作縣に限つては、まず八十万となつておるようになりますが、これを裏日本單作縣に限つては、特に実人口に九十六万を加えたものであります。が、これからさらに命令に定める各種の標準によるところの、その基準になつておりますものにも、地域差、天惠差の乏しい賃貸價格または法定營業純益といふものだけがその基準に取上げられておりまして、縣民の総合所得について何ら加味していただいておりませんために、特に今日のような経済情勢のものにおきましては、國民所得の地域的な差異を調整し得なくなつておるというように断ぜざるを得ないのです。

次に財政需要標準によつておわけになりますが、これにつきましても、経常的な雪害というものに伴つて、これらの地帶の地方施設が、表日本と裏日本における効用率に、非常な懸隔があると、負担の均整をはかるというわけになります。

当該團體の割増人口で除した額によつて、これを基準としてわけます部分につきまして、特に分與額の総額の百分比を定めます。そこで國稅所得稅を

命に定める各種の標準の中に、経常的雪害が著しく大きい場合にも考慮するという一項をお加え願いたいと考えるのですが、これが課税力を低ぐなるかどうかということをお考へてみましても、最近のよう

に相當國稅の方の所得稅の査定が農家にも重い場合には、はたしてそれで課合はたして結果がどうなるかということを考へてみましても、最近のよう

に相當國稅の方の所得稅の査定が農家

にも重い場合には、はたしてそれで課合はたして結果がどうなるかということを考へてみましても、最近のよう

に相當國稅の方の所得稅の査定が農家

にも重い場合には、はたしてそれで課合はたして結果がどうなるかということを考へてみましても、最近のよう

に相當國稅の方の所得稅の査定が農家

にも重い場合には、はたしてそれで課合はたして結果がどうなるかということを考へてみましても、最近のよう

に相當國稅の方の所得稅の査定が農家

にも重い場合には、はたしてそれで課合はたして結果がどうなるかということを考へてみましても、最近のよう

に相當國稅の方の所得稅の査定が農家

にも重い場合には、はたしてそれで課合はたして結果がどうなるかということを考へてみましても、最近のよう

と思います。これを分與税法によつて

救済するという問題でありますが、案の中にはあります点いすれも一應の理由があります。そこでこの間も発表になつておられます。そこでこの間も発表になつておられます。

特別の考慮が拂われていいのではありません。そこでこの間も発表になつておられます。

第三の特別分與税の中に寒冷地といふのを一つの理由に入れる事と、これはある点であります。そこでこの間も発表になつておられます。

これは政令と申しますが、命令の問題になりますが、その際に考えたいと思うのを一つの理由に入れた場合、はたして結果がどうなるかということを考へてみましても、最近のよう

に相當國稅の方の所得稅の査定が農家にも重い場合には、はたしてそれで課合はたして結果がどうなるかということを考へてみましても、最近のよう

いうことは、今までには、きまつておらずませんでしたが、そういうふうな問題もぜひ御考慮をお願いしたい、こう考

めであります。趣旨の弁明の補足とい

うことです。かような点は一刻も早く解消し

たいと思いまして、最善の努力を挙げ

ね、租税力を失い、毎年納期徵收税成績は総額の五割以内という寒心にたえ

つもりでございます。なお先ほど御注

ます。それは入場税は一廳地方委譲と

いたしまして、なほそのようにお願ひし

たいと存じます。

○坂東委員長 大だいまの請願の趣旨通りであります。この案の取扱いについてお諮りいたします。——それで

はただいまの請願につきましては保留いたしまして、あとから決定をいたし

たいと思います。それに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは御異議ありま

せんから、さようにいたすことにして

す。

○坂東委員長 次に日程第一五、地方財源確保に関する請願、文書表第九九三号、紹介議員岩本信行君であります

が代つて塚田君にお願いいたしま

す。

○坂東委員長 本請願は地方財源を

確保いたしたいとお願いしておる次第であります。請願の趣旨は、憲法の制定に伴いまして、地方自治法の施行を見ると、中央集権的制度が打破せられ、逐次地方分権的に改められております。そこには、民主主義國家建設の途上にある日本のため慶賀にたえない次第であります。そこには、必要な財源があります。そこでそれに伴いまして警察

方財政は最近非常な危険に陥つておる

といふ状態でございます。そこでそれ

の新たな地方におきましての事業の非常な増加に伴いまして、それに必

要な財源も合せてこの際地方にお譲り願いたい。こういうのが本請願の趣旨であります。なをそれに関連いたしまして、方の起債の面におきましては、簡易保険、郵便年金の積立金の貸出し等も地方にお譲り願いたい。

こういうようにお願いたす次第であ

ります。

○野瀬國務大臣 御趣旨の点はごもつ

ともでございます。特に地方財政はま

つたく行き詰まつておるのでございま

して、前年度の予算の約倍であります

千九百九十五億、という國の予算の

半分だけを必要としておるのでござい

ます。その予算のうち新経常費とい

しまして、約五百億近くを要するので

ございまして、これらの費用につきま

しては、中央におきましてはとうてい

それを補起するだけの力もありません

ので、中央から財源の委譲ないしは分

與ということに対しまして、政府にお

きましても最善の努力を拂つておるの

でございます。御趣旨につきましては

最善の努力を拂うつもりでございま

す。

○坂東委員長 本請願につきまして委

員諸君の……。

○松澤(兼)委員 ちょっとと関連し

て——大だいまの地方財源を附與する

ということは、まことに御同感であり

ます。つきましてはいろいろ、地方財政

地方公共團体に任せられておる現状で

あります。一方これに必要な財源が

少しも伴つてしまひませんために、地

方財政は最近非常な危険に陥つておる

といふ状態でございます。そこでそれ

の新たな地方におきましての事業の

非常な増加に伴いまして、それに必

要な財源も合せてこの際地方にお譲り

願いたい。こういうのが本請願の趣旨

であります。なをそれに関連いたしま

して、方の起債の面におきましては、簡

易保険、郵便年金の積立金の積立金

の貸出し等も地方にお譲り願いたい。

こういうようにお願いたす次第であ

ります。

○野瀬國務大臣 御趣旨の点はごもつ

ともでございます。特に地方財政はま

つたく行き詰まつておるのでございま

して、前年度の予算の約倍であります

千九百九十五億、という國の予算の

半分だけを必要としておるのでござい

ます。その予算のうち新経常費とい

しまして、約五百億近くを要するので

ございまして、これらの費用につきま

しては、中央におきましてはとうてい

それを補起するだけの力もありません

ので、中央から財源の委譲ないしは分

與ということに対しまして、政府にお

きましても最善の努力を拂つておるの

でございます。御趣旨につきましては

最善の努力を拂うつもりでございま

す。

○坂東委員長 本請願につきまして委

員諸君の……。

○松澤(兼)委員 ちょっとと関連し

て——大だいまの地方財源を附與する

ということは、まことに御同感であり

ます。つきましてはいろいろ、地方財政

地方公共團体に任せられておる現状で

あります。一方これに必要な財源が

少しも伴つてしまひませんために、地

方財政は最近非常な危険に陥つておる

といふ状態でございます。そこでそれ

の新たな地方におきましての事業の

非常な増加に伴いまして、それに必

要な財源も合せてこの際地方にお譲り

願いたい。こういうのが本請願の趣旨

であります。なをそれに関連いたしま

して、方の起債の面におきましては、簡

易保険、郵便年金の積立金の積立金

の貸出し等も地方にお譲り願いたい。

こういうようにお願いたす次第であ

ります。

○野瀬國務大臣 御趣旨の点はごもつ

ともでございます。特に地方財政はま

つたく行き詰まつておるのでございま

して、前年度の予算の約倍であります

千九百九十五億、という國の予算の

半分だけを必要としておるのでござい

ます。その予算のうち新経常費とい

しまして、約五百億近くを要するので

ございまして、これらの費用につきま

しては、中央におきましてはとうい

うわけではありませんけれども、や

でもいいじゃないかという意見をもつ

ておられるようあります。しかしそ

ういうことになりますと、必ずしも政

府の徵稅に対して地方は疑惑をもつと

いうわけではありませんけれども、や

はり地方財政が中央に依存していると

いう傾向を拂拭することができないと

いふうふに考へますので、この点御説

明願うとともに、今後の御努力をお願いいたいと考へるのであります。

○野瀬國務大臣 松沢委員の御意見ご

いたしまして、日程第一八、地方稅の賦課期日線上的の請願、紹介議員石田博英君であります。が、代つて塚田君にお願いします。

○坂東委員長 次は日程の順序を変更いたしまして、日程第一八、地方稅の賦課期日線上的の請願、紹介議員石田博英君であります。が、代つて塚田君にお願いします。

○野瀬國務大臣 松沢委員の御意見ご

いたしまして、日程第一八、地方稅の賦課期日線上の請願、紹介議員石田博英君であります。が、代つて塚田君にお願いします。

○坂東委員長 本請願につきまして委

員諸君の……。

○松澤(兼)委員 ちょっとと関連し

て——大だいまの地方財源を附與する

ということは、まことに御同感であり

ます。つきましてはいろいろ、地方財政

地方公共團体に任せられておる現状で

あります。一方これに必要な財源が

少しも伴つてしまひませんために、地

方財政は最近非常な危険に陥つておる

といふ状態でございます。そこでそれ

の新たな地方におきましての事業の

非常な増加に伴いまして、それに必

要な財源も合せてこの際地方にお譲り

願いたい。こういうのが本請願の趣旨

であります。なをそれに関連いたしま

して、方の起債の面におきましては、簡

易保険、郵便年金の積立金の積立金

の貸出し等も地方にお譲り願いたい。

こういうようにお願いたす次第であ

ります。

○野瀬國務大臣 本請願につきまして委

員諸君の……。

○松澤(兼)委員 ちょっとと関連し

て——大だいまの地方財源を附與する

ということは、まことに御同感であり

ます。つきましてはいろいろ、地方財政

地方公共團体に任せられておる現状で

あります。一方これに必要な財源が

少しも伴つてしまひませんために、地

方財政は最近非常な危険に陥つておる

といふ状態でございます。そこでそれ

の新たな地方におきましての事業の

非常な増加に伴いまして、それに必

要な財源も合せてこの際地方にお譲り

願いたい。こういうのが本請願の趣旨

であります。なをそれに関連いたしま

して、方の起債の面におきましては、簡

易保険、郵便年金の積立金の積立金

の貸出し等も地方にお譲り願いたい。

こういうようにお願いたす次第であ

ります。

○野瀬國務大臣 本請願につきまして委

員諸君の……。

○松澤(兼)委員 ちょっとと関連し

て——大だいまの地方財源を附與する

ということは、まことに御同感であり

ます。つきましてはいろいろ、地方財政

地方公共團体に任せられておる現状で

あります。一方これに必要な財源が

少しも伴つてしまひませんために、地

方財政は最近非常な危険に陥つておる

といふ状態でございます。そこでそれ

の新たな地方におきましての事業の

非常な増加に伴いまして、それに必

要な財源も合せてこの際地方にお譲り

願いたい。こういうのが本請願の趣旨

であります。なをそれに関連いたしま

して、方の起債の面におきましては、簡

易保険、郵便年金の積立金の積立金

の貸出し等も地方にお譲り願いたい。

こういうようにお願いたす次第であ

ります。

○野瀬國務大臣 本請願につきまして委

員諸君の……。

○松澤(兼)委員 ちょっとと関連し

て——大だいまの地方財源を附與する

ということは、まことに御同感であり

ます。つきましてはいろいろ、地方財政

地方公共團体に任せられておる現状で

あります。一方これに必要な財源が

少しも伴つてしまひませんために、地

方財政は最近非常な危険に陥つておる

といふ状態でございます。そこでそれ

の新たな地方におきましての事業の

非常な増加に伴いまして、それに必

要な財源も合せてこの際地方にお譲り

願いたい。こういうのが本請願の趣旨

であります。なをそれに関連いたしま

して、方の起債の面におきましては、簡

易保険、郵便年金の積立金の積立金

の貸出し等も地方にお譲り願いたい。

こういうようにお願いたす次第であ

ります。

○野瀬國務大臣 本請願につきまして委

員諸君の……。

○松澤(兼)委員 ちょっとと関連し

て——大だいまの地方財源を附與する

ということは、まことに御同感であり

ます。つきましてはいろいろ、地方財政

地方公共團体に任せられておる現状で

あります。一方これに必要な財源が

少しも伴つてしまひませんために、地

方財政は最近非常な危険に陥つておる

といふ状態でございます。そこでそれ

の新たな地方におきましての事業の

非常な増加に伴いまして、それに必

要な財源も合せてこの際地方にお譲り

願いたい。こういうのが本請願の趣旨

であります。なをそれに関連いたしま

して、方の起債の面におきましては、簡

易保険、郵便年金の積立金の積立金

の貸出し等も地方

実施に伴う警察費全額國庫負担等に関する請願、松沢兼人君四名紹介、日程第一二、警察制度改革に伴う増加経費國庫負担の請願、上林山榮吉君紹介、日程第一四、義務教育費及び警察費全額國庫補助の請願、上林山榮吉君紹介、以上一括議題に供しまして、松沢君に紹介を願います。

○松澤(兼)委員 日程第四の請願は、昭和二十二年十二月二十六日近畿二府六縣警察委員長會議において決定いたしました次の事項を請願してまいつたものであります。他の二案件も同様の内容をもつものでありますから、一括して御説明申し上げます。

新しい警察法の実施に伴いまして、官員による人件費など、本年度において要する諸経費は、全額國庫において、地方財政逼迫の折衝財源皆無の状態でありますので、とうてい支弁することができないのであります。これらに要する諸経費は、その新設に要する諸設備並びに警察輔助せられるように要望いたします。なお地方自治体警察費支弁の財源交付について、昭和二十三年度よりの自治体警察に關する運営諸般の経費は、そ

の自治体において支弁すべきよう内示があつたのであります。現状のこととがき地方自治体財政状態にては、とうていたしまして、これらの経費を貽いだといふのが請願の趣旨であります。何とぞ御採択くださいます。お願いいたします。

○萩田政府委員 自治体警察の経費につきましては、お話をありましたよ

に経費につきましてはこの七月より市町村に移管することとしたしまして、それに必要な財源を今度の地方税制改正におきまして考えたいと思つております。その形の一つといつたしまして、入場税の國稅委譲、あるいは分與税の増額という問題も織り込まれておるわけであります。それから諸度調弁費、つまり新しい自治体警察を引受けたことによりまして要しまする廳舎の建築とか、あるいは備品の購入とか、あるいは警察電話の架設というようなものにつきましては、一應全額國でもつという建前にいたしまして、大体十八億程度を計上しております。そのやう方といたしましては、半額は國庫補助金により、半額は地方の起債により消化することいたしまして、その起債の償還財源を今度與えます地方の一 般財源によつて賄い得るというようなかつこうにしております。

○坂東委員長 以上三件に対しまして、委員諸君の御発言がございました

次は日程第六、本請願の要旨は、政

府は地方自治法を改正し、府県における部制を限定して近く実施しようとしているが、これによると府県には建築部が設けられることとなるが、少くとも全國主要都道府県には建築部を設置されたいといふのである。

次は日程第一〇、本請願の要旨は、

監査委員の権限及び機構などに関する法規は、未だ明確に且つ充分実情に適合するよう整備されていない、つい

ては監査機能を十全に発揮することができるよう左記の通り速かに措置されたいといふのである。(一)地方自治法第百九十五条第二項の改正、市町村

は條例で監査委員を置くことができる、但し第百五十五条规定の市はこ

れを置かなければならぬ。(二)同法

第一百九十五条第三項の改正、監査委員の定数は、都道府県にあつては四人、

市町村にあつては二人とする。但し、

(三)同法第百九十九条第一項の改正、

法の一部を次のように改正されたいと

ます。従いまして今ただちにこのよう

に拡張することがはたして適當であるかどうか、なお研究を要するものでは

ないかと思つておるのであります。

○鈴木(俊)政府委員 最初お読み上げに

なりました請願の趣旨は、監査委員に

対して、知事、市町村長等機関委任の

仕事の監査をすることを認めよといふ

旨の請願と思いますが、これは現在

監査委員につきましては、自治團体の

事務に対する監査のみを原則として認

めているのであります。國家機関として

知事なり市町村長が処理いたします

ところの仕事は、それなく各主務大臣

がこれを指揮監督し、また会計事務その他についても國の監督の途が残され

ておりますし、また議会といつしましては機関委任の事務につきましては、

これについても國の監督の途が残され

ておりますし、また議会といつしましては、

きましてお詫びいたします。

○千賀委員 ただいまの三件の請願中、第五、地方自治法の一部を改正する請願並びに第一〇、監査委員制度の確立整備に関する請願、この両件は関係

するところも非常に廣範でありますし、未だ見透しのはつきりつかねる点もあり、また当局の答弁におきましても自信のうがわざる点もござりまするので、これは当分保留にいたしまして、他日さらに研究をする方がよいと思います。

また第六の主要都道府県に建築部設

置の請願でありまするが、主要都道府

県には土木部はすでにできております。

しかしながら建築部をさらに設置す

るという問題でありまするけれども、

出先官憲の整理に関しましては当委員

会におきまして過去すでに長い歴史を

もつて研究をされておりまするから、

この問題と相当にらみ合わして説教を

する関係もありまするから、地方出先

官憲の整理といふ問題が目撃がつい

て、その方にはつきりした進路が定ま

ったときに、この問題を取上げるのが

適当でありまするから、特にこの問題

につきましては、地方出先官憲の改廃

がはつきりしたときにこれを取上げる

よろしい、かような意見をもつております。

○坂東委員長 ただいま千賀委員の御

意見は、日程第五、地方自治法の一部を

改正する請願、並びに日程一〇監査委

員制度の確立整備に関する請願、この

二件は結局保留ということで、日程第

六の主要都道府県に建築部設置の請願

は、本委員会ですでに地方出先官憲の整

理がはつきり進路が定まつたときに、建築部を置く方がよろしいという條件

ますので、これは当分保留にいたし

まして、他日さらに研究をする方がよ

いと思います。

○坂東委員長 次に日程を元に戻し

て、地方自治法の一部を改正する法律

案につきまして、ますもつて門司君の

発言を求めます。

○門司委員 地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、この前の委員会で私当局に質問いたしておきました。第百九十五條の監査委員の問題であります。これが法文によりますと、都道府県が四人、市町村にあつては二人とするということになつておりますが、市町村の中で、殊に大きな都市においては非常に事務が煩雑してあります。予算その他が非常に大きいため、さらに位民により監査の請求権が認められるようになつてあります。この事務はことさらおきましては、市町村長が出てまいりまするといふこと、さらに位民により監査の請求権が認められるようになつてあります。この問題を取上げるのに煩雑すると考えなければなりません。そのため、この三項を都道府県にあつては四人、さらに市にも四人くらいの道府県及び市にあつては四人、町村にあつては二人とするというようになります。

○坂東委員長 ただいま門司君の御

意見におあげになりましたが、第一点の住民の意見に御異議ありませんか。

○千賀委員 ちよつとこの問題につい

て質問させてください。町村長以下縦

辞職をしたような場合、今まで事務

といふ御意見であります。これは十

管掌が上級官職からいくと

はいかがですか。

○鈴木(後)政府委員 これは全然そ

ういうなことはいたしません。要す

るに法律の穴であつたのであります。

○千賀委員 わかりました。

○鈴木(後)政府委員 中島茂喜君の補欠とし

て高橋頼一君が補欠されました。

それでは速記の関係があります。

な町村は現状の通り二人でいいと思ひます。市は四人置こうと思えば四人置ける、四人なり二人なりどちらでも

選択できるという形にするのは、実情に即したものではないかと思ひます。

○門司委員 第二の御修正の御意見であります。

が、これも現在約二件ばかり例を聽いておりますが、町村で町村長以下全部

にそういう場合に限つて、地方行政廳

においてこれを臨時に行い得るよう

制度を設けたいと考えておるのであり

ます。たとえば市町村長にあつては、

知事がその地域の選挙権を有する者

中から、一時その市町村長の代理を行

う者を任命して、そうしてあらためて

選挙で市町村長が出てまいりまするな

らば、それまでの間の事務をそれによ

つて行わしめる。従つて新しい村長が

できます。たとえば市町村長にあつては、

監督官職が何らかの穴埋をするよ

うな権限は全然ございません。自治体

においてももちろんそういう権限がな

いのであります。今は法律の穴と申

しますが、市町村長以下が縦員辞職した

場合におきましては、その村では次の

市町村長が出てまいりますまで、何人

も市町村長の事務を行ふ者がない、

こういふ状態になつてゐるのをありますか、市町村長以下が縦員辞職した

場合におきましては、その村では次の

市町村長が出てまいりますまで、何人

も市町村長の事務を行ふ者がない、

で、今日はこの程度にて散会いたします
して、残余の日程は全部延期いたします
す。次は定例日、三日の午前十時半か
ら開会いたします。

これをもつて散会いたします。
午後二時五十三分散会

〔参考〕
各請願に関する報告書
〔都合により附録に掲載〕